

第19回定時株主総会招集ご通知



F I R S T B R O T H E R S

開催日時 2023年2月22日（水曜日）午前10時
受付開始時刻 午前9時30分

開催場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
J Pタワー・K I T T E 4階
J Pタワー ホール&カンファレンス ホール1

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします。

また、当日は以下の感染予防措置を予定しております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■会場内のお座席は間隔を広くとっており、席数が大幅に減っております。ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございます。

■ご来場の株主様におかれましては、必ずマスクを着用いただき、会場受付に準備いたしますアルコール消毒液のご使用をお願いいたします。

■会場受付で検温をさせていただき、発熱が認められる株主様はご入場の制限等をさせていただく場合がございます。

目次

第19回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
（提供書面）	
事業報告	13
連結計算書類	29
計算書類	32
連結計算書類に係る会計監査報告	35
計算書類に係る会計監査報告	37
監査役会の監査報告	39

◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

◎インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、会場や開始時刻などを変更する可能性もございます。その場合は以下の当社ウェブサイトでご案内いたしますので、ご来場の場合には事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

◎株主総会決議ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.firstbrothers.com/ir/meeting.html>

株主各位

証券コード 3454
2023年2月1日

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
ファーストブラザーズ株式会社
代表取締役社長 吉原知紀

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆様の安全・安心の観点から、本株主総会につきましては、座席の間隔を広くとり、座席数を絞らせていただく関係上、ご入場を制限させていただく場合がございます。株主の皆様におかれましては、**極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。**

本株主総会につきましては、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年2月21日（火曜日）午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日時	2023年2月22日（水曜日）午前10時 ※受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
2 場所	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー・KITTE 4階 J Pタワー ホール&カンファレンス ホール1 ※末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 (1) 第19期（2021年12月1日から2022年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 (2) 第19期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年2月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年2月21日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年2月21日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

The image shows three sequential screenshots of the web54.net login process, with arrows pointing to specific elements and text boxes explaining them.

- Screenshot 1: Home Page**
 - Annotation: 「次へすすむ」をクリック (Click "Next")
 - Target: 「次へすすむ」 button
- Screenshot 2: Login Page**
 - Annotation: 「議決権行使コード」を入力 (Enter "Proxy Code")
 - Annotation: 「ログイン」をクリック (Click "Login")
 - Target: Proxy code input field and "ログイン" button
- Screenshot 3: Password Change Page**
 - Annotation: 「パスワード」を入力 (Enter "Password")
 - Annotation: 実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください (Please set a new password you will actually use)
 - Annotation: 「登録」をクリック (Click "Register")
 - Target: Password input field, "登録" button, and "パスワード" label

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本協会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 上場会社においては、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況	
1	よし はら とも き 吉 原 知 紀	代表取締役社長	19回のうち 18回に出席	再任
2	つじ の かず たか 辻 野 和 孝	取締役	19回全てに出席	再任
3	ほっ た よし のぶ 堀 田 佳 延	取締役	19回全てに出席	再任
4	た むら こうたろう 田 村 幸 太 郎	取締役	19回全てに出席	再任
5	わた なべ たつ お 渡 辺 達 郎	社外取締役	19回全てに出席	再任 社外 独立
6	うす い みつ ひろ 薄 井 充 裕	社外取締役	14回全てに出席	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 上記の取締役会への出席状況のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。なお、薄井充裕氏の取締役会出席回数は、2022年2月25日就任以降のものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	よし はら とも き 吉 原 知 紀 (1970年5月18日) 再任 取締役在任年数：19年	1993年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2001年5月 株式会社モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン（現 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社）入社 2004年2月 当社代表取締役社長就任（現任） 2008年11月 エフビープロパティーズ株式会社（現 ファーストブラザーズキャピタル株式会社）代表取締役社長就任 2011年6月 エフビーエーエム準備会社株式会社（現 ファーストブラザーズ投資顧問株式会社）代表取締役社長就任	7,316,000株
		(取締役候補者とした理由) 当社グループの創業者として、当社設立時より代表取締役社長として当社の経営を担っております。これまでの当社経営に関する豊富な経験・見識と強いリーダーシップにより、当社グループ経営の推進とさらなる企業価値の向上に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。	
2	つじ の かず たか 辻 野 和 孝 (1968年12月5日) 再任 取締役在任年数：14年9ヶ月	1991年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2001年5月 株式会社モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン（現 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社）入社 2003年9月 青山リアルティ・アドバイザーズ株式会社取締役就任 2006年2月 当社入社 2008年5月 当社取締役就任 リスクマネジメント部部長代理 2009年12月 当社取締役 リスクマネジメント部長 2011年12月 当社取締役 総務部長 2015年6月 当社取締役 総務部長兼社長室長（現任） 2020年3月 ファーストブラザーズディベロプメント株式会社代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) ファーストブラザーズディベロプメント株式会社代表取締役社長	137,400株
		(取締役候補者とした理由) 不動産投資分野における豊富な経験・実績を有するとともに、取締役として長年にわたり当社総務・リスク管理部門を管掌し、当社グループの経営管理に関し豊富な経験・実績を有しております。これらを活かすことで、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ほつ た よし のぶ 堀 田 佳 延 (1969年11月22日) 再任 取締役在任年数：17年5ヶ月	1993年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年8月 株式会社さくら総合事務所入所 2004年11月 当社入社 経営管理部長 2005年9月 当社取締役就任 経営管理部長 2006年10月 当社取締役 経営企画室長（現任）	377,900株
	(取締役候補者とした理由)	公認会計士としての専門知識を有するとともに、取締役として長年にわたり当社経営 企画・財務経理部門を管掌し、当社グループの事業に関し豊富な経験・実績を有して おります。これらを活かすことで、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献で けるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。	
4	た むら こうたろう 田 村 幸 太 郎 (1957年1月31日) 再任 取締役在任年数：17年5ヶ月	1983年4月 弁護士登録 1985年4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所 1990年1月 同所パートナー就任（現任） 2005年9月 当社取締役就任（現任） 2008年9月 プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ ジャパン株式会社（現 P G I Mリアルエステート・ジャ パン株式会社）監査役就任（現任） 2018年10月 株式会社センターポイント・ディベロップメント監査役 就任（現任） (重要な兼職の状況) 牛島総合法律事務所パートナー P G I Mリアルエステート・ジャパン株式会社監査役	40,000株
	(取締役候補者とした理由)	弁護士としての専門知識と、国土交通省不動産投資市場政策懇談会座長を務める等、 不動産投資分野における卓越した見識と豊富な経験を有することから、当社グループ の健全かつ効率的な経営の推進に貢献されるものと判断したため、引き続き取締役と しての選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p>わた なべ たつ お 渡 辺 達 郎 (1948年4月3日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>社外取締役在任年数：9年</p>	<p>1972年4月 大蔵省（現 財務省）入省 2001年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長就任 2002年6月 預金保険機構理事就任 2004年6月 日本証券業協会専務理事就任 2005年6月 株式会社ジャスダック証券取引所（現 株式会社大阪取引所）社外取締役就任 2005年7月 日本証券業協会副会長就任 2009年2月 在アラブ首長国連邦特命全権大使就任 2012年10月 公益財団法人金融情報システムセンター常務理事就任 2014年2月 当社社外取締役就任（現任） 2014年6月 公益財団法人金融情報システムセンター理事長就任</p>	—
	<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p>	<p>過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融行政及び金融業界における豊富な経験や幅広い見識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。金融行政及び金融業界における経験等を当社の経営に活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。</p>	
6	<p>うす い みつ ひろ 薄 井 充 裕 (1953年6月6日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>社外取締役在任年数：1年</p>	<p>1977年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年10月 同行常務執行役員就任 2009年6月 同行取締役常務執行役員（経営企画担当）就任 2012年6月 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所長就任 2014年9月 中央大学総合政策学部客員教授就任（現任） 2015年6月 新むつ小川原株式会社代表取締役社長就任 2015年6月 株式会社東日本銀行社外取締役就任 2016年7月 一般社団法人クリエイティブタウン推進機構共同理事長就任（現任） 2022年2月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人クリエイティブタウン推進機構共同理事長 中央大学総合政策学部客員教授</p>	—
	<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p>	<p>長年にわたり金融及び大規模プロジェクトに携わってきた経験を活かし、当社グループのマネジメント体制とガバナンス体制の強化に貢献されるものと判断したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。企業経営、金融、地方創生等に関する豊富な経験と高い見識をもとに、幅広い見地から経営の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉原知紀氏は、当社の親会社等に該当します。
同氏は、同氏の子会社等である有限会社エーシーアイにおいて代表取締役社長の地位にあります。
そのほか、取締役候補者の現在又は過去10年間の親会社等（吉原知紀氏）又はその子会社等での業務執行者としての地位及び担当は、上記表中の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に含めて記載しております。また、上記に含まれないものとしては、以下のとおりです。
吉原知紀氏は、ファーストブラザーズキャピタル株式会社、ファーストブラザーズ投資顧問株式会社及び株式会社東日本不動産の取締役を兼務しております。また、過去10年間においては、ファーストブラザーズ投資顧問株式会社、エフビー企業投資株式会社及びA l l e y 株式会社の代表取締役社長、エフビー債権回収株式会社の取締役、並びに株式会社東日本不動産の取締役会長を兼務しておりました。
辻野和孝氏は、ファーストブラザーズ投資顧問株式会社の取締役内部監査室長、ファーストブラザーズキャピタル株式会社の取締役、並びに株式会社東日本不動産の取締役経営管理部長を兼務しております。また、過去10年間においては、ファーストブラザーズ投資顧問株式会社の取締役リスクマネジメント部長及び投資運用部長、ファーストブラザーズキャピタル株式会社及び株式会社東日本不動産の取締役リスクマネジメント部長、並びにエフビー企業投資株式会社、エフビー債権回収株式会社及び富士ファシリティサービス株式会社の取締役を兼務しておりました。
堀田佳延氏は、ファーストブラザーズキャピタル株式会社、ファーストブラザーズ投資顧問株式会社及び株式会社ふじのくにアクアイグニス小山の取締役を兼務しております。また、過去10年間においては、エフビーキャピタルインベストメント株式会社、ファーストスタンダード投資顧問株式会社及びエフビー債権回収株式会社の代表取締役社長、並びにエフビー企業投資株式会社の取締役を兼務しておりました。
田村幸太郎氏は、過去10年間においては、エフビー債権回収株式会社の取締役を兼務しておりました。
3. 渡辺達郎氏及び薄井充裕氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、田村幸太郎氏、渡辺達郎氏及び薄井充裕氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求された場合に被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害の場合を除きます）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、渡辺達郎氏及び薄井充裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役に期待する分野 (本総会終了後の予定)

第2号議案が承認可決された場合の当社取締役の地位 (予定) 及び主に期待する分野は次のとおりとなります。

氏名	地位	期待する分野						
		企業経営	マーケティング 営業	財務戦略 会計	人事 組織開発	法務 リスク管理	IT デジタル	ESG サステナビ リティ
吉原知紀	代表取締役社長	●	●		●		●	●
辻野和孝	取締役	●			●	●	●	●
堀田佳延	取締役	●	●	●				●
田村幸太郎	取締役					●		●
渡辺達郎	社外取締役			●		●	●	
薄井充裕	社外取締役	●				●		●

(注) 上記一覧は、各人の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役齋藤 剛氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かね だ よし ひろ 金 田 好 広 (1958年1月24日) 新任 社外 独立	1983年4月 東京国税局入局 2009年7月 神田税務署副署長 2015年7月 仙台国税局調査査察部次長 2016年7月 東京国税局調査第一部次長 2017年7月 京橋税務署署長 2018年8月 金田好広税理士事務所開設(現任) (重要な兼職の状況) 金田好広税理士事務所所長	-
(社外監査役候補者とした理由)	これまで直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての経験・知識に基づく専門的見地からの提言・助言により職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役としての選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 金田好広氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金田好広氏は、社外監査役候補者であります。
3. 金田好広氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求された場合に被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害の場合を除きます)。金田好広氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、金田好広氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、行動制限の解除等により経済社会活動の正常化が進み、緩やかな景気を持ち直しが見られました。一方、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れ懸念、物価上昇や金利動向による家計や企業への影響など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

不動産売買市場におきましては、引き続き低水準にある資金調達コストを背景に、国内外の投資家の投資意欲は旺盛であり、不動産の取得競争は激しく流動性の高い状態が継続しております。また、当社グループが投資対象とする賃貸不動産の賃貸市場におきましても、需要は概ね堅調に推移しております。

このような事業環境の中、当社グループは、不動産投資案件に対する目利きやバリューアップの実績を活かし、十分な投資リターンが見込める投資案件を取得するとともに、保有する賃貸不動産の賃貸収益を向上させる施策を実施しました。これらの活動の結果、賃貸不動産ポートフォリオは簿価ベースで65,141百万円（前期比5.2%増）となり、これに応じて賃貸収益も増加しました。一方、当社グループは、ポートフォリオ入れ替えの観点から、複数の賃貸不動産を売却し相応の売却利益を獲得しておりますが、当連結会計年度は前連結会計年度に比べ売却物件が少なかったこと等から売却額及び売却利益ともに減少しました。

また、当社グループは宿泊施設等のオペレーショナルアセットへの投資を増加させているなか、これら宿泊施設等の賃貸運用にとどまらず、当社グループ自らがホスピタリティサービスを中長期的視点で提供することを目的として、宿泊施設等のオペレーション(施設運営)事業を本格的に開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,284百万円（前期比46.5%減）、営業利益1,816百万円（前期比63.2%減）、経常利益1,356百万円（前期比69.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,180百万円（前期比57.8%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(投資運用事業)

投資運用事業につきましては、不動産管理・運営に係る報酬が減少したものの、不動産管理・運営に係る費用についても減少したこと等から、売上高は1,070百万円（前期比3.0%減）、営業利益は252百万円（前期比28.1%増）となりました。

(投資銀行事業)

投資銀行事業につきましては、賃貸不動産の売却売上、売却利益ともに減少したこと等から、売上高は12,113百万円（前期比52.3%減）、営業利益は2,846百万円（前期比50.0%減）となりました。

(施設運営事業)

施設運営事業につきましては、ホテル運営会社の株式取得に伴うアドバイザー費用が発生したことや新型コロナウイルス感染症による宿泊需要の低迷の影響を受けたこと等から、売上高は974百万円、営業損失は417百万円（前期は29百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、2,552百万円であります。その主なものは、投資銀行事業における賃貸不動産の取得1,252百万円、太陽光発電設備の取得677百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、不動産（不動産信託受益権を含む）及び株式等の取得資金等として、金融機関より短期借入金1,104百万円、長期借入金（ノンリコース長期借入金を含む）12,897百万円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

株式会社応実堂につきましては、2021年12月1日付で株式を取得したことから、同社及び同社子会社2社を当社の連結子会社としております。また、和田倉地所合同会社につきましては、2022年6月26日付で匿名組合出資したことから、当社の連結子会社としております。

七里ヶ浜計画合同会社につきましては、2022年2月28日付で匿名組合契約が終了したことから、当社の連結子会社でなくなりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年11月期)	第 17 期 (2020年11月期)	第 18 期 (2021年11月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2022年11月期)
売上高 (千円)	19,838,417	15,642,498	26,685,474	14,284,494
経常利益 (千円)	2,810,215	1,816,394	4,379,936	1,356,888
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	2,183,385	2,313,136	2,795,363	1,180,361
1株当たり当期純利益 (円)	155.83	164.95	199.34	84.17
総資産 (千円)	63,869,019	73,762,127	82,551,738	87,643,529
純資産 (千円)	16,296,732	18,330,230	20,809,990	21,646,338
1株当たり純資産 (円)	1,155.85	1,299.88	1,476.71	1,536.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年11月期)	第 17 期 (2020年11月期)	第 18 期 (2021年11月期)	第 19 期 (当事業年度) (2022年11月期)
売上高 (千円)	4,937,640	3,252,968	3,782,784	2,017,152
経常利益 (千円)	3,967,910	2,126,406	2,836,830	1,036,361
当期純利益 (千円)	3,789,076	1,619,906	2,036,943	814,867
1株当たり当期純利益 (円)	270.42	115.52	145.25	58.11
総資産 (千円)	27,095,329	32,779,171	34,216,015	38,406,547
純資産 (千円)	15,203,817	16,547,017	18,265,472	18,716,308
1株当たり純資産 (円)	1,085.08	1,179.97	1,302.51	1,334.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (間接所有割合)	主要な事業内容
ファーストブラザーズキャピタル株式会社	120,000	100.0%	投資銀行事業
ファーストブラザーズ投資顧問株式会社	50,000	100.0	投資運用事業
ファーストブラザーズディベロプメント株式会社	50,000	100.0	投資銀行事業
株式会社東日本不動産	50,000	99.6	投資銀行事業
フロムファーストホテルズ株式会社	50,000	100.0	施設運営事業

(注) 富士ファシリティサービス株式会社は、2022年12月1日付で実施した組織再編（会社分割及び株式譲渡）により、重要な子会社から除外しております。詳細につきましては、（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項をご参照ください。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、急速に変化していく資産運用ビジネスの分野を中心に、「最高のプロフェッショナルであり続ける」という企業理念のもと、「クライアントファースト」、「パフォーマンスファースト」、「コンプライアンスファースト」を行動規範とし、豊富な知識と経験によって培われたノウハウを活かし、既存の考え方にとられない、時代の流れに応じた柔軟な発想で業務に取り組んでおりますが、長期的かつ持続的な成長を実現する観点から、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

① 賃貸不動産ポートフォリオの拡充について

当社グループは、中長期的に安定収益が見込める賃貸不動産を厳選して取得し、これらを積み上げることで数多くの賃貸不動産をポートフォリオとして保有運用しております。個々の賃貸不動産は、その潜在力が発揮できるよう様々な手法を駆使してバリューアップを行い、また、所在する地域の発展に資する場合等には新規の開発も行っております。賃貸不動産ポートフォリオは適宜入れ替えを実施し、バリューアップ等によって得られた含み益を顕在化させつつ、新たな賃貸不動産の取得原資に活用することでポートフォリオ全体を持続的に拡大・成長させております。

当社グループは、長期的かつ持続的な企業成長を続けていくためには、時代の変化を見据え、経済情勢や金融情勢の動向にも留意しつつ、地域社会との共生を図りながら、より柔軟な発想でこれらの業務に取り組んでいく必要があると考えております。

② 事業領域の拡大について

当社グループはこれまで、オルタナティブ投資分野において主として不動産又は不動産信託受益権を対象として投資・運用事業を展開してまいりました。しかし、今後のグループ全体の更なる発展に向けては、これまでの事業領域から、当社グループの強みを活かせる他の分野へと事業の対象を広げていく必要があると認識しております。

これまでに培ってきた当社グループの強みとして、資産のオフバランス化や流動化、証券化手法の知識経験はもとより、不動産投資の目利きやバリューアップの実績、これらの活動を通じて築いた顧客や金融機関等関係各社からの信頼、幅広い営業チャネル等が挙げられます。当社グループは、こういった事業プラットフォームを活用し、時代背景や顧客ニーズに合わせ、再生可能エネルギー分野への投資や、スタートアップ企業への投資など投資領域を拡大させております。

さらには、当社グループは、宿泊施設等のオペレーショナルアセットへの投資を増加させているなか、宿泊施設等の賃貸運用にとどまらず、当社グループ自らがホスピタリティサービスを中長期的視点で提供することを目的として、宿泊施設等のオペレーション（施設運営）事業を本格的に開始しております。

③優秀な人材の確保と社内育成、流出の防止について

当社グループの顧客に対するサービスの提供及び自己勘定投資は、オルタナティブ投資やファイナンスにかかる専門的知識はもとより、豊富な業務経験やノウハウの裏付けがあって初めて実現するものであります。当社グループには、弁護士や公認会計士、不動産鑑定士、一級建築士といった専門性の高い人材や、各業務分野で活躍してきた経験豊富な人材が多数所属しており、当社グループの業務において中心的な役割を担う優秀な人材の厚みは、現在の当社グループの大きな強みであると考えております。

今後も、継続的に質の高いサービスの提供及び自己勘定投資による利益成長を実現していくために、引き続き十分な経験を積んだ専門性の高い人材を確保するとともに、新規事業分野を中心に有望な若手を含め成長意欲の高い人材を積極的に採用し、社内において教育を行うことにより、優秀な人材を育成していくことが当社グループの重要な課題であると認識しております。また、当社グループが属する業界は比較的人材の流動性の高い業界ではありますが、従業員のモチベーションを高めるような人事制度や働きやすい職場環境を整備する等、人材の外部流出を最小限に留める工夫も継続して行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

事業区分	事業内容
投資運用事業	主に不動産又は不動産信託受益権を投資対象として私募ファンドの形式で顧客の資産運用を行う事業であり、投資戦略の企画・立案、アクイジション（投資案件の取得）、投資期間中の運用、ディスポジション（投資案件の売却）等
投資銀行事業	当社グループが投資主体となって投資活動を行う事業であり、安定収益が見込める賃貸不動産への投資を主軸に、既存事業のプラットフォームや強みを活かしたプライベートエクイティ投資、再生可能エネルギーをはじめとする社会インフラへの投資の他、当社グループの組成する私募ファンドへの共同投資（セიმポート投資）等
施設運営事業	ホスピタリティサービスを中長期的視点で提供することを目的とした宿泊施設等のオペレーション（施設運営）等

(6) 主要な営業所 (2022年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

ファーストブラザーズキャピタル株式会社	東京都千代田区
ファーストブラザーズ投資顧問株式会社	東京都千代田区
ファーストブラザーズディベロップメント株式会社	東京都千代田区
株式会社東日本不動産	青森県弘前市
フロムファーストホテルズ株式会社	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2022年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
投資運用事業・投資銀行事業・ 施設運営事業・その他	180名	74名増
全社 (共通)	43名	15名増
合計	223名	89名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員（契約社員を含む。）であり、使用人兼務役員及び臨時従業員は含んでおりません。
2. 当社グループは一部を除きセグメントごとの組織としておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、総務及び経理等の管理部門の使用人であります。
4. 使用人数が前連結会計年度末と比べ89名増加しましたのは、期中採用によるもの並びに株式会社応実堂及び同子会社2社を連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	15名増	44.9歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（契約社員を含む。）であり、使用人兼務役員は含んでおりません。
2. 使用人数が前事業年度末と比べ15名増加しましたのは、主として管理部門等の体制強化に伴う期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,464,708千円
朝日信用金庫	5,382,857千円
株式会社新生銀行	4,269,700千円
オリックス銀行株式会社	4,265,730千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である富士ファシリティサービス株式会社は、2022年12月1日付で同社の完全子会社として新たに設立したF F S株式会社に対して、C R E事業（ファシリティマネジメント業務及びプロパティマネジメント業務）及びB P O事業（事務受託業務）を吸収分割の方法で承継させたくて、同日付で、F F S株式会社の全株式を国内法人に譲渡いたしました。なお、富士ファシリティサービス株式会社は、2022年12月1日付で桜門地所株式会社に商号変更しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 46,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,445,000株 (うち自己株式421,710株)
- ③ 株主数 7,349名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
吉原 知紀	7,316,000株	52.17%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,580,444	11.27
有限会社エーシーアイ	644,000	4.59
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	613,000	4.37
堀田 佳延	377,900	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	252,400	1.80
辻野 和孝	137,400	0.98
鈴木 智博	85,000	0.61
兼下 治	48,900	0.35
清原 達郎	40,900	0.29

- (注) 1. 当社は、自己株式を421,710株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発 行 決 議 日	2014年10月29日	
新 株 予 約 権 の 数	300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)1.	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 200株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)1.	新株予約権1個当たり 204,000円 (1株当たり 1,020円)	
権 利 行 使 期 間	2017年11月1日から 2024年10月28日まで	
行 使 の 条 件	(注) 2.	
役 員 の 保 有 状 況 (注) 1.	取 締 役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名

(注) 1. 2017年9月1日付の株式分割(1株を2株に分割)により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。

2. 行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場されるまでは、本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位にある（但し、休職中でない場合に限る。）ことを要する。但し、新株予約権者が行使期間中に任期満了により退任した場合、定年退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。但し、新株予約権者が行使期間中に死亡した場合であって、新株予約権者が業務上の災害等で死亡したとき、その他正当な理由があると当社取締役会が認めたときは、この限りではない。なお、相続人による新株予約権の行使が認められる場合にも、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限る。また、新株予約権者の相続人が2人以上いる場合には、対象者の相続人は速やかに遺産分割協議書を締結し、本新株予約権の全部を承継する者を1人に特定しなければならず、当該特定がなされるまでは相続人は本新株予約権を行使することができないものとする。当該相続人が死亡した場合、再度の承継は認めない。
- ④ 新株予約権者は、本新株予約権について担保権の設定、遺贈その他一切の処分をした場合、本新株予約権を行使することができない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉原 知紀	
取締役	辻野 和孝	総務部長兼社長室長 ファーストブラザーズディベロPMENT株式会社代表取締役社長
取締役	堀田 佳延	経営企画室長
取締役	田村 幸太郎	牛島総合法律事務所パートナー PGIMリアルエステート・ジャパン株式会社監査役
取締役	渡辺 達郎	
取締役	薄井 充裕	一般社団法人クリエイティブタウン推進機構共同理事長 中央大学総合政策学部客員教授
常勤監査役	土田 猛	ファーストブラザーズ投資顧問株式会社監査役 ファーストブラザーズキャピタル株式会社監査役
監査役	齋藤 剛	齋藤剛税理士事務所所長 光村印刷株式会社社外監査役
監査役	臼井 丈	司法書士臼井事務所所長

- (注) 1. 取締役渡辺達郎氏及び取締役薄井充裕氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役土田猛氏、監査役齋藤剛氏及び監査役臼井丈氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役齋藤剛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員並びに従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合に被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長の吉原知紀が決定しておりますが、決定にあたっては事前に社外取締役などと協議し、客観的な立場から意見を聞いた上で、決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、固定額の金銭報酬のみを月例で支給するものとし、当該報酬の額は、各取締役の貢献度や会社の業績等を勘案して決定するものとする。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬の額の配分とする。当該権限が代表取締役社長により適切に行使されるよう、代表取締役社長は、各取締役の個人別の報酬の額について、社外取締役の意見を踏まえて決定しなければならないものとする。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	6名	140,400千円	-千円	-千円	140,400千円
監査役	3	14,400	-	-	14,400
合計 (うち社外役員)	9 (5)	154,800 (27,600)	-	-	154,800 (27,600)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、2014年2月27日開催の第10回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。また別枠で、2014年10月29日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションによる報酬を第1回新株予約権600個を上限として付与することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
 4. 監査役の報酬限度額は、2014年2月27日開催の第10回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
 5. 取締役会は、代表取締役社長吉原知紀に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の貢献度等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、代表取締役社長は、事前に社外取締役と協議し、客観的な立場から意見を聞いた上で、委任を受けた内容を決定しており、また、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、行うものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	渡辺達郎	
社外取締役	薄井充裕	一般社団法人クリエイティブタウン推進機構共同理事長 中央大学総合政策学部客員教授
社外監査役	土田猛	ファーストブラザーズ投資顧問株式会社監査役 ファーストブラザーズキャピタル株式会社監査役
社外監査役	齋藤剛	齋藤剛税理士事務所所長 光村印刷株式会社社外監査役
社外監査役	臼井丈	司法書士臼井事務所所長

- (注) 当社と、一般社団法人クリエイティブタウン推進機構、中央大学、齋藤剛税理士事務所、光村印刷株式会社及び司法書士臼井事務所との間には、特別の関係はありません。社外監査役土田猛氏の兼職先であるファーストブラザーズ投資顧問株式会社及びファーストブラザーズキャピタル株式会社は当社の子会社であります。

- ロ. 当社関係者との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	渡辺 達郎	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に金融行政及び金融業界における豊富な経験及び幅広い見識から、取締役会では当該視点から積極的に発言を行っております。 特に事業のリスク管理面について専門的な立場から監督・助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	薄井 充裕	2022年2月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に企業経営、金融、地方創生等に関する豊富な経営と幅広い見識から、取締役会では当該視点から積極的に発言を行っております。 特に金融市場の動向について専門的な立場から監督・助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	土田 猛	当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会17回全てに出席し、主に組織運営や監査に関する経験及び見識から発言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	齋藤 剛	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会17回のうち16回に出席し、税理士としての専門的見地から発言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	臼井 丈	当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会17回全てに出席し、司法書士としての専門的見地から発言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清友監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方針及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の向上という観点から、内部留保資金を成長投資に充てる必要があると認識する一方で、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策の一つと位置付けており、配当については、継続的かつ安定的に行うとともに、会社の成長に応じて中長期的に増加させていきたいと考えております。

当社グループの業績は、その事業の特性から、不動産市況をはじめとするマクロ経済の動向、取引の相手方の意思決定等を含む様々な外部要因の影響を受けます。また、特に不動産投資案件については、個別案件の取引額が比較的大きいため、特定の売買取引の成否及びその実現時期が期間損益に影響を与える結果、当社グループの業績は短期的に大きく変動する可能性があります。

したがって、当社は、配当額の決定に際しては、毎期の利益に連動して配当額が変動する配当性向の基準ではなく、比較的安定かつ遞増傾向にある株主資本に連動する株主資本配当率（DOE）の基準が適切であると考えております。

前記の考え方にに基づき、配当については、年1回の期末配当を短期的な業績の変動によらず継続的かつ安定的に行うことを基本方針とし、必要な内部留保資金の水準等も考慮し、原則として株主資本配当率（DOE）2.0%を目安としております。

内部留保資金については、引き続き、当社が当社グループの成長の源泉として位置付け、既に事業の中核となっている自己勘定投資のための資金として活用することで、更なる企業価値の向上を実現し、株主資本の増加による株主の皆様への利益還元の拡大を目指してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり30円の配当を実施いたします。

なお、当社は、剰余金の処分の額及び剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨、また、期末配当の基準日は毎年11月30日、中間配当の基準日は毎年5月31日とする旨定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	61,666,290
現金及び預金	7,306,355
信託預金	921,573
売掛金	391,453
販売用不動産	46,956,270
仕掛販売用不動産	3,479,627
商品	8,371
原材料及び貯蔵品	28,555
営業投資有価証券	335,632
その他	2,238,451
固定資産	25,977,239
有形固定資産	23,393,705
建物及び構築物	11,506,136
機械装置及び運搬具	785,991
工具、器具及び備品	63,096
土地	10,584,024
建設仮勘定	454,456
無形固定資産	1,148,372
のれん	1,116,664
その他	31,708
投資その他の資産	1,435,160
投資有価証券	83,404
その他の関係会社有価証券	34,416
繰延税金資産	41,054
敷金及び保証金	453,113
その他	823,171
資産合計	87,643,529

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,585,397
短期借入金	1,156,657
1年内返済予定の長期借入金	2,339,880
ノンリコース1年内返済予定長期借入金	119,700
未払法人税等	161,172
賞与引当金	22,809
株主優待引当金	24,316
その他	1,760,861
固定負債	60,411,793
長期借入金	50,678,274
ノンリコース長期借入金	4,940,000
繰延税金負債	1,980,066
退職給付に係る負債	19,939
その他	2,793,512
負債合計	65,997,191
(純資産の部)	
株主資本	21,469,955
資本金	100,000
資本剰余金	3,407,088
利益剰余金	18,240,953
自己株式	△278,086
その他の包括利益累計額	73,722
その他有価証券評価差額金	53,018
繰延ヘッジ損益	20,703
非支配株主持分	102,660
純資産合計	21,646,338
負債純資産合計	87,643,529

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上			14,284,494
売上	原価		10,194,693
売上	総利		4,089,800
販売費	一般管理		2,273,661
営業	外収		1,816,138
受取	利息	134	
受取	配当	1,007	
還付	加算	676	
助成	入金	35,130	
デリバ	イブ	196,334	
投資	証券	388	
その他	の	39,432	273,105
営業	外費		
支払	利息	577,768	
支払	手数料	149,071	
その他	の	5,515	732,356
経常	特別		1,356,888
固定	資産	1,003	
固定	資産	3,134	
減損	損	10,003	14,141
税金	等調整		1,342,746
法人税	、住民税	262,571	
法人税	等調整	△95,339	167,232
当期	純利益		1,175,514
非支配株主に	帰属する		△4,846
親会社株主に	帰属する		1,180,361

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,589,830	1,917,257	17,440,845	△278,086	20,669,847
当連結会計年度変動額					
減資	△1,489,830	1,489,830			－
剰余金の配当			△378,628		△378,628
親会社株主に帰属する当期純利益			1,180,361		1,180,361
連結子会社除外による利益剰余金減少高			△1,624		△1,624
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△1,489,830	1,489,830	800,107	－	800,107
当連結会計年度末残高	100,000	3,407,088	18,240,953	△278,086	21,469,955

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	39,337	△816	38,521	101,620	20,809,990
当連結会計年度変動額					
減資					－
剰余金の配当					△378,628
親会社株主に帰属する当期純利益					1,180,361
連結子会社除外による利益剰余金減少高					△1,624
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	13,680	21,519	35,200	1,040	36,240
当連結会計年度変動額合計	13,680	21,519	35,200	1,040	836,348
当連結会計年度末残高	53,018	20,703	73,722	102,660	21,646,338

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,095,684
現金及び預金	2,482,727
貯蔵品	227
前払費用	32,403
営業投資有価証券	312,612
未収入金	165,736
預け金	1,628,902
その他	473,075
固定資産	33,310,863
有形固定資産	60,475
建物	44,212
工具、器具及び備品	16,262
無形固定資産	1,212
ソフトウェア	1,212
投資その他の資産	33,249,175
投資有価証券	82,990
関係会社株式	6,909,456
その他の関係会社有価証券	20,485,022
出資金	16,520
関係会社出資金	47,062
関係会社長期貸付金	5,147,399
繰延税金資産	5,914
敷金及び保証金	221,089
その他	333,719
資産合計	38,406,547

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,829,680
短期借入金	1,015,657
1年内返済予定の長期借入金	735,400
未払金	491,560
未払法人税等	79,284
預り金	455,687
株主優待引当金	24,316
その他	27,775
固定負債	16,860,559
長期借入金	16,860,559
負債合計	19,690,239
(純資産の部)	
株主資本	18,680,231
資本金	100,000
資本剰余金	3,407,124
資本準備金	1,559,830
その他資本剰余金	1,847,293
利益剰余金	15,451,193
その他利益剰余金	15,451,193
繰越利益剰余金	15,451,193
自己株式	△278,086
評価・換算差額等	36,076
その他有価証券評価差額金	36,076
純資産合計	18,716,308
負債純資産合計	38,406,547

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		2,017,152
売 上 原 価	益 金		51,688
売 上 総 利 益	益 金		1,965,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益 金		884,751
営 業 外 利 益	益 金		1,080,712
受 取 利 息	42,843		
受 取 配 当 金	30		
受 取 設 備 使 用 料	17,880		
受 取 手 数 料	25,810		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	155		
デ リ バ イ ブ 評 価 益	22,053		
そ の 他	3,608		112,381
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	122,906		
支 払 手 数 料	33,771		
そ の 他	55		156,733
経 常 利 益			1,036,361
税 引 前 当 期 純 利 益			1,036,361
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	221,193		
法 人 税 等 調 整 額	300		221,493
当 期 純 利 益			814,867

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,589,830	1,559,830	357,462	1,917,293	15,014,954	15,014,954	△278,086	18,243,992
当期変動額								
減資	△1,489,830		1,489,830	1,489,830				-
剰余金の配当					△378,628	△378,628		△378,628
当期純利益					814,867	814,867		814,867
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,489,830	-	1,489,830	1,489,830	436,238	436,238	-	436,238
当期末残高	100,000	1,559,830	1,847,293	3,407,124	15,451,193	15,451,193	△278,086	18,680,231

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 評価 差額	有価 証券 額	評価 差額	・換 算 等 合計	
当期首残高		21,479		21,479	18,265,472
当期変動額					
減資					-
剰余金の配当					△378,628
当期純利益					814,867
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		14,596		14,596	14,596
当期変動額合計		14,596		14,596	450,835
当期末残高		36,076		36,076	18,716,308

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年1月16日

ファーストブラザーズ株式会社
取締役会 御中清友監査法人
東京事務所指 定 社 員 公認会計士 市田 知 史
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 柴田 和 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファーストブラザーズ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストブラザーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年1月16日

ファーストブラザーズ株式会社
取締役会 御中

清友監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 市田 知 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 柴田 和 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーストブラザーズ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月17日

ファーストブラザーズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 土田 猛 ㊟

社外監査役 齋藤 剛 ㊟

社外監査役 臼井 丈 ㊟

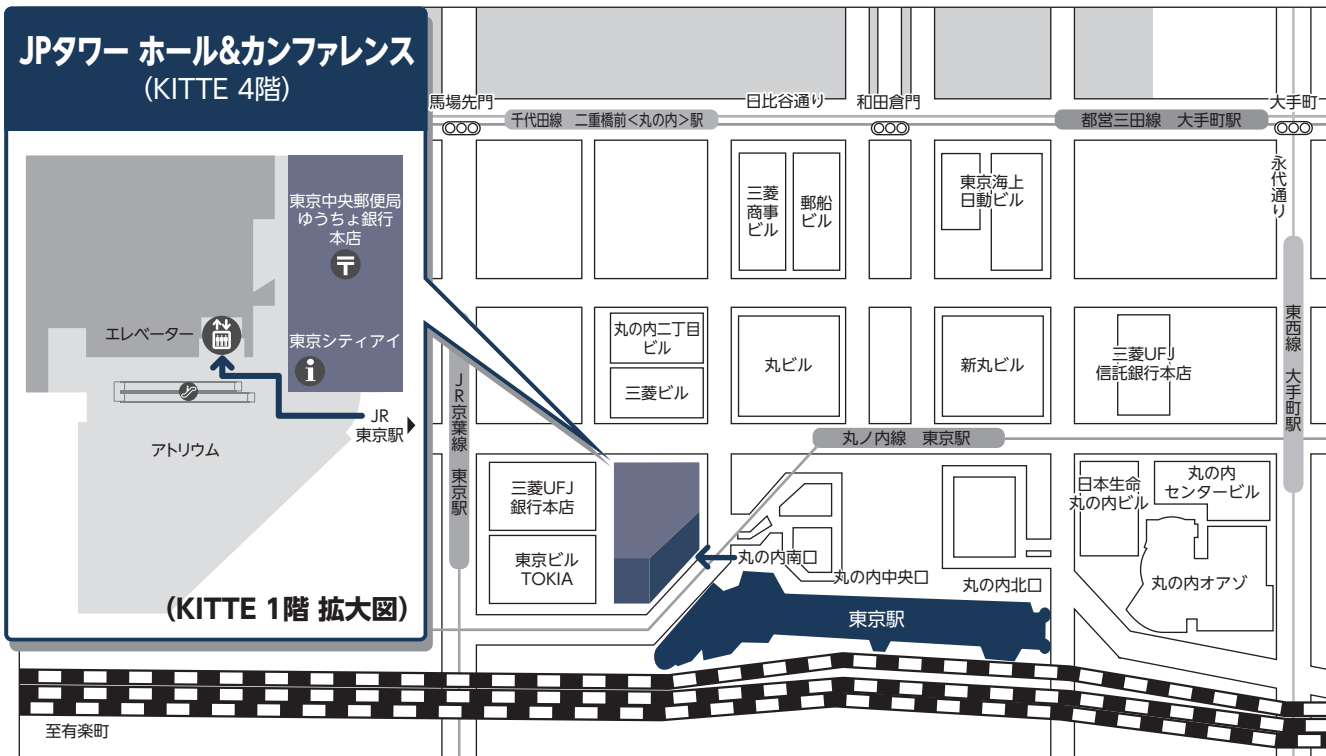
以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー・KITTE 4階
 JPタワー ホール&カンファレンス ホール1
 電話 03-5222-1800

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。



J R 地下鉄

- J R 「東京駅」 丸の内南口……………徒歩約1分
- J R 京葉線 「東京駅」……………徒歩約3分
- 東京メトロ丸ノ内線 「東京駅」……………地下道より直結
- 東京メトロ千代田線 「二重橋前<丸の内>駅」……………徒歩約2分
- 都営地下鉄三田線 「大手町駅」……………徒歩約4分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。